(令和2年度) 第2回 個人住民稅檢討会議事概要

- 1 日 時 令和2年9月18日(金)13時30分~15時30分
- 2 場 所 WEB会議にて開催
- 3 出席者 林座長、石田委員、小畑委員、神山委員、齊藤委員、 坂巻委員、宍戸委員、曽根委員、平井委員、細山委員、 松原委員、山内委員、吉富委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 上場株式の配当等への課税方式の選択
- (3) 個人住民税の現年課税化
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 議題「上場株式の配当等への課税方式の選択」に関して、総務省から説明が行われ、吉富委員、曽根委員、細山委員から各自治体の課税実務の実態について、平井委員から申告手続の簡素化等について発表が行われた後、意見交換が行われた。
- 議題「個人住民税の現年課税化」に関して、昨年度までの本検討会での議論等 について、総務省から説明が行われた。

(以下、「上場株式の配当等への課税方式の選択」に関する主な意見等)

- 課税方式の選択によって所得の範囲が異なることは望ましくない。公平性の観点からも課題であって、納税者の意思によって、見かけ上、住民税の所得だけなかったようにできる現行制度は、各種社会保障制度を歪めている。
- この制度は、ほとんどが国民健康保険料対策として利用されているという実感があり、自治体としては、大変違和感がある。
- 課税方式の選択に関わる事務は課税事務の繁忙期に行われるため、自治体の負担となっている。また、税だけでなく社会保険料算定にも影響があるため、公平性の観点から、所得税と個人住民税とで課税方式を一致させることが望ましい。

- 行政だけでなく、民間企業で所得証明書又は確定申告の写しを提出するような 状況においても不公平さがある。
- 課税方式を統一する以外にも、課税方式の選択によって所得に差が出ないよう な新たな優遇措置を設けて、そちらの方に促していくという方法もあるのでは ないか。
- 所得税と異なる課税方式を選択する場合には住民税申告を行う必要があるが、 住民税申告が電子申告に対応してないことなどを踏まえ、所得税の確定申告の みで完結することが望ましい。
- 市町村側が大変だから、あるいは所得税と個人住民税の課税標準はなるべく統一した方が良いという理由だけで、今認められている制度を見直すことについて納税者が納得するかということが非常に危惧される。
- 上場株式の配当所得は5%の源泉徴収であり、総合課税を選択しても10%の比例税率であるので、納税者の理解を得られるかは別として、税収の観点からは大きな問題ではない。むしろ、社会保険や介護保険の負担が近年急増しており、社会保障に影響を及ぼしてしまうことが大きな問題ではないか。
- 今回の議論で言えば、課税方式を一致させるかどうかというより、納税者が選択できるというところに不公平感が生まれている。納税者に有利であるというところから所得税と個人住民税で課税方式が異なってくるものではなく、所得としては基本的に統一しておくべき。
- 異なる課税方式を選択することによって、市町村において課税誤りにつながったり、所得把握が複雑になったりするのであれば改善しておくべき。
- 今後、時間の経過とともに不公平な税負担が拡大していくと考えられるので、 課税方式の統一という方向で良いのではないか。
- 課税方式を統一するとなった場合、課税方式の選択を前提に考えている納税者 に対して理解が得られるのか。
- 課税方式の一致のみでなく、所得計算の方法や所得控除等も含めて、全て所得税と一致させて、かつてのシャウプ勧告の当時の姿に戻すということまで考えるのかどうかをよく考えないと納得が得られる結論にはならないのではない

- 自治体における包括的な所得把握のニーズという点で問題があるのであれば、全てを総合課税に統一するのではなく、利子所得と配当所得の中立性という観点から別の方法が探れるのではないか。納税者にとって投資所得への課税の問題が税率等に起因する税負担の問題であるならば、例えば、申告分離課税にして税率を20%とすれば税負担と所得の課税ベースを切り離すことが出来る。
- 納税者の申告の手間については、確定申告書の記載を工夫することで対応できる部分もあるが、現在申告不要としている納税者をどうするのかという点が悩ましい。
- 条文上は総合課税が原則で、申告不要と申告分離は特例であるので、特例を状況に応じて変化させ、原則に戻していくという議論もありえるのではないか。
- 社会保障との関係で税負担と別に所得を計算するとなると、自治体側はその負担を負えるのか。例えば、一定金額以上の配当所得がある納税者には、社会保障との関係で申告義務を課すという工夫の仕方もあるのではないか。
- 我が国の財政状況が悪化していく中で、課税方式の選択によって税負担能力を 有する者が選択的に社会保険料負担の軽減を図ることができる点について、社 会的に持続可能な社会保障制度につながるのかというメッセージを発信してい かなければならない。
- 納税者の選択によって税額に差が生じるという点、その後の所得の扱いに関して社会保障関係に影響するという点から、納税者に選択肢があるということが不公平につながるということが大きな問題。
- 納税意識を高める意味でも、確定申告を多くの人にしてもらうということを念頭に置いて制度設計をする必要もあるのではないか。
- 所得税と個人住民税で所得控除など異なる部分があってもよいが、二重の手間 を省くと言うことであれば、大原則は包括的所得概念であり、配当所得や譲渡 所得についても所得税と同じ課税標準とするのが理想ではないか。
- あるべき論として課税方式は一元化すべきであるが、どうする論としては、何 が原則で何が例外であるかについて現行制度でメリットを受けている納税者に

納得していただく必要がある。コンセンサスが得られるまで議論した上で、どうする論にも対応すべきではないか。

- 平成29年度に制度改正をした以上、申告件数の推移などを見極めながら議論を 重ねていく必要があり、それが納税者の理解を得ることにもつながるのではな いか。
- 納税者の納得や課税実務の負担という点から、マイナンバーの活用や納税申告のデジタル化などを見据えた上での簡素化の議論も必要になる。納税者の納得を得るためにも、過去の議論、改正経緯、地方税と国税の違いを踏まえた丁寧な議論をする必要がある。
- 配当所得に対する個人住民税として、まずはどのような課税の仕方が望ましい のかという視点を考えなければならない。そもそも金融所得は総合課税である というところまで立ち返った議論は進めにくいところではあるが、個人住民税 だけでなく保険料などにも影響することは実態として不公平である。
- 負担の求め方についての不公平感の問題は、税制全体の公平性や負担全体の公 平性という点からの議論の仕方もあるのではないか。
- 国民健康保険や介護保険に用いている所得には含まれていないものがあるということを明確にしつつ、課税することも考えられるか。

(以下、「個人住民税の現年課税化」に関する主な意見等)

- 個人住民税の現年課税化については、特別徴収義務者側に年末調整や住所地の 確認等の手間が新たに発生するという問題がある一方で、そもそも論として、 多くの納税者にとって、申告等の手間がかからない現行制度のままで良いのか という点も議論になるのではないか。
- 標準税率から乖離している部分など、自治体が独自の制度を設けている場合、 特別徴収義務者が一々調べて税額を精査することは酷ではないか。自治体が標準と違うことをする場合には、自らの責任と自らの事務負担ですることをセットとして考えなければ、現年課税化は次のステップに進みづらい。
- 外国人労働者の増加による問題については、納税管理人の仕組みを拡充することで対応できるのではないか。

○ 企業が年末調整を行う場合の負担については、課税する側の市町村の負担が増えることと全く別のレベルであって、企業の負担と市町村の負担を同列に扱うべきではない。

(以上)